

平成 27 年第 4 回（12 月）大磯町議会定例会

議 案 第 69 号 説 明 資 料

平成 27 年 11 月 27 日

大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

資 料

制定概要	-----	1 ～ 2
制定内容	-----	3 ～ 4
参考資料 関連法令	-----	5 ～ 8

政 策 課

大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

○ 制定概要

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）が平成27年10月5日に施行されました。

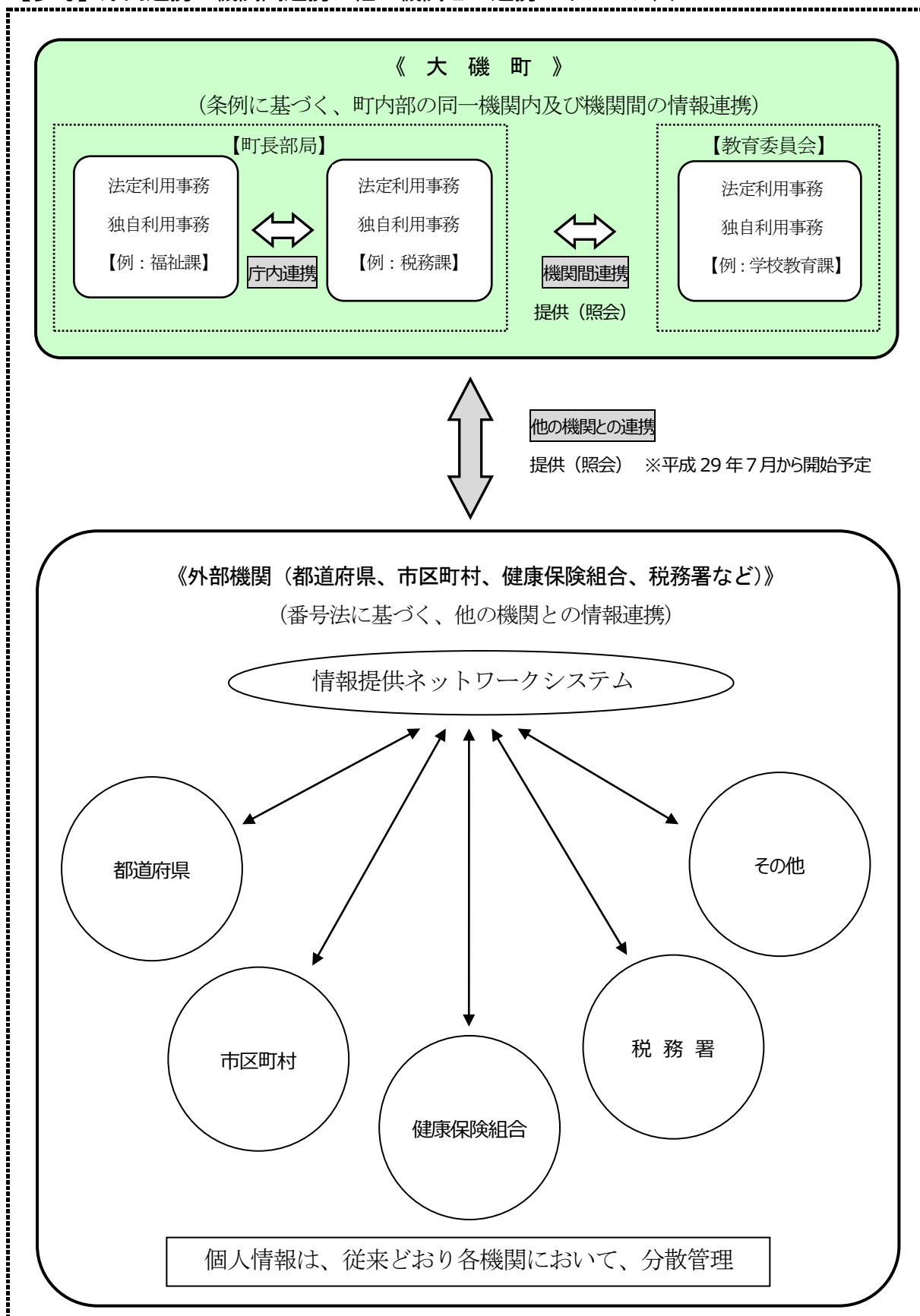
番号法に基づく、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）は、住民票を有する全ての町民の皆さんに1人1つの12桁の番号（以下「個人番号」といいます。）を付して、平成28年1月から、「社会保障」、「税」、「災害対策」の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるとともに、国民の利便性を高め、行政事務を効率化し、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤となっていくものとされています。

地方公共団体においては、番号法別表第1に規定された法定利用事務以外で、「社会保障」、「税」、「災害対策」の分野に限定した範囲で利用できる事務（以下「独自利用事務」といいます。）を条例で定めることにより、個人番号の利用が認められます。

また、法定利用事務及び独自利用事務においては、1つの事務を処理するために利用する特定個人情報を庁内の各課の間で行う他の事務を処理するために利用する場合や、同一地方公共団体内の執行機関が相互に特定個人情報を提供する場合は、条例で定める必要があります。

これらのことから、本町の個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定し、独自利用事務等について個人番号を利用できる範囲を定め、住民の利便性の向上と行政事務の効率化を図ろうとするものです。

【参考】庁内連携・機関間連携・他の機関との連携のイメージ図



○ 制定内容

1 趣旨（第1条）

法定利用事務以外の事務において、番号法第9条第2項（地方公共団体が地域の実情を踏まえて条例を定めることにより、個人番号を用いて手続を行うことができるようにするための規定です。）に基づき条例を制定し、個人番号を利用して行うこととする事務（法定利用事務と独自利用事務）及び各課の間で特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報のことをいいます。）の授受（以下「庁内連携」といいます。）を行うことが可能となるよう必要な事項を定めます。

また、番号法第19条第9号（同一地方公共団体内の他の執行機関の間において、特定個人情報の提供を行うことができるようにするための規定です。）に基づき、特定個人情報を町長部局と教育委員会などの町長部局以外の執行機関の間で提供（照会）することが可能となるよう必要な事項を定めます。

2 定義（第2条）

使用する用語（個人番号、特定個人情報、個人番号利用事務実施者及び情報提供ネットワークシステム）の定義を定めます。

この用語の定義は、番号法において使用する用語の例によるものとします。

3 町の責務（第3条）

本条例における町の責務を定めます。

個人情報の保護の観点から、個人番号その他の特定個人情報に、取扱いの適正を確保するために必要な措置を講じるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施するものとします。

4 個人番号の利用範囲（第4条）

番号法第9条第2項に基づく、個人番号の利用範囲を定めます。

(1) 独自利用事務

法定利用事務以外の事務で、現在、町において実施している福祉、保健、医療その他の社会保障、地方税及び防災に関する事務その他これらに類する事務のうち、個人番号を利用することにより町民の利便性の向上や、行政の効率化が図られる事務を定め、個人番号を利用することとします。

独自利用事務として個別に事務名などを列挙し、別表第1に規定します。

(2) 庁内連携

法定利用事務を行う中で、各課の間で特定個人情報の授受（庁内連携）を行うことができるようにします。また、独自利用事務についても事務を行う中で、効率的な処理に必要な限度で、各課の間で特定個人情報の授受（庁内連携）を行うことができるようにします。

なお、独自利用事務については、個別に執行機関名を列挙し、別表第2に規定します。

また、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために、必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報を自らが保有している場合は、利用することができる旨を規定します。

別表第1

執行機関	事務
町長	障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
町長	ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
町長	小児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
町長	私立幼稚園の就園補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	児童生徒の就学援助費の交付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2

執行機関	事務	特定個人情報
町長	障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報
町長	ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報
町長	小児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報
町長	私立幼稚園の就園補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報

5 特定個人情報の提供（第5条）

番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供について定めます。
 独自利用事務を行う中で、効率的な処理に必要な限度で、同一地方公共団体内の他の執行機関の間において、特定個人情報の提供することができるようにします。
 個別に情報照会執行機関などを列挙し、別表第3に規定します。

別表第3

情報照会執行機関	事務	情報提供執行機関	特定個人情報
教育委員会	児童生徒の就学援助費の交付に関する事務であって規則で定めるもの	町長	地方税関係情報

6 委任（第6条）

条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める旨を規定します。

7 施行日（附則）

個人番号の利用は平成28年1月1日から開始されるため、条例の施行日を平成28年1月1日とします。ただし、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供を受けることができる場合の規定については、別に政令で定める日からとします。

○ 関連法令

番号法（抜粋）

（定義）

第2条 省略

2～4 省略

5 この法律において「個人番号」とは、第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

6・7 省略

8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。第7条第1項及び第2項、第8条並びに第67条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。

9～11 省略

12 この法律において「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

13 省略

14 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第19条第7号に規定する情報照会者及び情報提供者をいう。第27条及び附則第2条において同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第19条第7号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、第21条第1項の規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理するものをいう。

15 省略

（指定及び通知）

第7条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、住民基本台帳法第30条の3第2項の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、速やかに、次条第2項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カード（氏名、住所、生

年月日、性別、個人番号その他総務省令で定める事項が記載されたカードをいう。以下同じ。)により通知しなければならない。

- 2 市町村長は、当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）が備える住民基本台帳に記録されている者の個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その者の請求又は職権により、その者の従前の個人番号に代えて、次条第2項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、速やかに、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

3～8 省略

(個人番号とすべき番号の生成)

第8条 市町村長は、前条第1項又は第2項の規定により個人番号を指定するときは、あらかじめ機構に対し、当該指定しようとする者に係る住民票に記載された住民票コードを通知するとともに、個人番号とすべき番号の生成を求めるものとする。

- 2 機構は、前項の規定により市町村長から個人番号とすべき番号の生成を求められたときは、政令で定めるところにより、次項の規定により設置される電子情報処理組織を使用して、次に掲げる要件に該当する番号を生成し、速やかに、当該市町村長に対し、通知するものとする。

- (1) 他のいずれの個人番号（前条第2項の従前の個人番号を含む。）とも異なること。
- (2) 前項の住民票コードを変換して得られるものであること。
- (3) 前号の住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでないこと。

3 省略

(利用範囲)

第9条 別表第1の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第3項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

- 2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

3～5 省略

(特定個人情報の提供の制限)

第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

(1)～(6) 省略

(7) 別表第2の第1欄に掲げる者(法令の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報照会者」という。)が、政令で定めるところにより、同表の第3欄に掲げる者(法令の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報提供者」という。)に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報(情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

(8) 省略

(9) 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

(10)～(14) 省略

(情報提供ネットワークシステム)

第21条 総務大臣は、特定個人情報保護委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するものとする。

2 省略

(1)・(2) 省略

別表第1（第9条関係）

1 厚生労働大臣	健康保険法第5条第2項又は第123条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
⋮	⋮
41 市町村長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
⋮	⋮
98 都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第2（第19条、第21条関係）

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
1 厚生労働大臣	省略	省略	省略
⋮	⋮	⋮	⋮
61 市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
⋮	⋮	⋮	⋮
120 都道府県知事	省略	省略	省略